

流山市営繕工事週休2日試行要領

(目的)

第1条 本実施要領は、流山市(以下発注者という。)が発注する営繕工事における週休2日の取組において、労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を実施しているものをいう。

(2) 対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業の中止を余儀なくされる期間など)及びこれらに類する期間は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

(5) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所(現場休息)の日数の割合(以下「現場閉所(現場休息)率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、積雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

(6) 現場着手日

現場に継続的に常駐した最初の日をいう。

(7) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。

(発注方式)

第3条 次の(1)または(2)のいずれかによる方式を基本とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

(1) 発注者指定方式

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式。

(2) 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に発注者に対して、週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式。

(実施方法)

第4条 週休2日を促進する工事の対象とする場合は、特記仕様書に対象工事である旨を、別記1の記載例を参考に記入するものとする。

(積算方法)

第5条 発注者指定方式による場合、発注者は受注者が週休2日を達成した場合、補正係数(1.05)により労務費(工事費の積算に用いる複合単価並びに市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正して工事費を積算し、契約書の規定に基づき請負代金を変更する。

2 受注者希望方式による場合、発注者は受注者が週休2日を達成した場合、補正係数(1.05)により労務費(工事費の積算に用いる複合単価並びに市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正して工事費を積算し、契約書の規定に基づき請負代金を変更する。

(現場閉所の確認方法)

第6条 現場着手前

(1) 監督職員は、現場閉所(現場休息)の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

(2) 「対象期間」の設定として、現場着手日及び必要に応じて工場作成のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

2 現場着手後

(1) 監督職員は、工程計画に見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所(現場休息)の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所(現場休息)の状況を確認する。

(2) 監督職員は、受注者が作成する現場閉所(現場休息)の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所(現場休息)の日数を確認する。

(3) 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。

(4) 受注者は、対象期間終了後速やかに、週休2日制適用チェックリスト（別紙様式1）を監督職員に提出する。

3 週休2日促進工事取組の明示

この要領に基づき週休2日制に取り組む工事の受注者は、対象期間中、その旨を工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示するものとする（別記2）。

4 適正な工期の確保

新営工事においては、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」、「建築工事適正工期算定プログラム」（（一社）日本建設業連合会）過去の同種工事の実績及び実施設計委託時に作成した工程表を参考として適正な工期を確保する。

改修工事においては、過去の同種工事の実績を基に、実施設計委託時に作成した工程表を参考として適正な工期を確保する。

5 工事成績評定

週休2日を達成できなかったことによる工事成績評定点の減点はしないものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別記 1

特記仕様書記載例

1 発注者指定方式

第〇条 週休 2 日制適用工事

- 1 本工事は、週休 2 日制適用工事（発注者指定方式）である。
- 2 受注者は、原則週休 2 日制で施工すること。
- 3 週休 2 日制の実施にあたっては、流山市営繕工事週休 2 日試行要領に基づくものとする。

2 受注者希望方式

第〇条 週休 2 日制適用工事

- 1 本工事は、週休 2 日制適用工事（受注者希望方式）である。
- 2 受注者は、契約後速やかに週休 2 日の実施について監督員と協議すること。
- 3 週休 2 日制の実施にあたっては、流山市営繕工事週休 2 日試行要領に基づくものとする。

別記 2

週休 2 日促進工事取組の明示例

【工事掲示板】

